

第 23 回 全 国 通 関 士 模 試  
公益財団法人 日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第56回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみますと、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等及び通関実務でそれぞれ満点の60%以上の得点）を満たした受験者は全体の15.4%（3科目受験者では13.5%）で、昨年の第55回通関士試験の合格率（15.8%）（3科目受験者では14.9%）と僅かに下回ったもののほぼ同じでした。本模試は、本試験1.5月前ということを考えますと、難易度は昨年の本試験と同レベルであったと考えられます。合格基準に達しなかった方は更に基礎的な法令知識の習得に努め、合格基準に達した方は引き続き本試験まで気を抜かず学習を進めてください。

なお、通関実務では、無回答が多く見受けられ、また、【記入上の注意】に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記しているにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も多く見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点できないケースがあるなど、自己採点とは異なる結果になった方もおられたのではないかと思います。本試験においては、マークシートの【記入上の注意】等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するよう心がけてください。正解を理解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは、非常に残念なことです。

また、複数肢選択式であるにもかかわらず解答を一つだけしか選択しておられなかった方も少なからずおられましたので、出題形式をしっかりと確認して解答するよう心がけてください。

本模試の判定は、あくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間で悔いの残らないように頑張ってください、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

（税関からのお知らせ）

第56回通関士試験における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について

<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/20220902.html>（外部リンク：税関ホームページ）

## I 通関業法

### 【総体的事項】

#### ■総評

通関業法全体の正解率は58%で、48%の方が合格基準に達していました。

#### ■語句選択式

語句選択式問題の全体の正解率は76%でした。本試験に合格するためには、個々人のベースで80%程度の正解率は確保して頂きたいと常々申し上げているところですが、残念ながら、今回は、いま一步その目標に達しませんでした。本試験に向けて更なる頑張りを期待します。

#### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は24%で、低調な結果でした。

通関業法に限られませんが、複数肢選択式問題は、選ぶべき選択肢が2つ、3つ、4つのいずれなのか分からないところに難しさがあり、正確な知識が求められます。学習する際には、テキストや参考書を読み込むだけでなく、過去の問題や問題集の問題を何度も解きながら、明確に理解しているかどうかを確認しつつ進めていくことが大事です。

#### ■択一式

択一式問題の全体の正解率は47%で、複数肢選択式問題ほどではありませんが、択一式ということを考え合わせると、低調な結果といわざるを得ません。正しい記述又は誤った記述を1つ選ぶこと（「0」が正解ということもありますが）は、複数肢選択式に求められるほどの正確な知識がなくても、それほど難しくはないので、個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

### 【個別事項】

各問題のうち、注意すべき点については、以下のとおりです。

#### ■語句選択式

第1問（通関業法の目的及び用語の定義） 正解率：78%

（イ－89%    ロ－66%    ハ－93%    ニ－96%    ホ－44%）

正解率は78%で、「ホ」を除き満足すべき結果が得られています。

「ホ」については、「③関税の払戻し」を選択した方が48かんぜいもおられました。通関士試験では、「通関業務」と「関連業務」に係る問題が毎年出題されていますが、「関税の払戻し」手続の代理は「関連業務」であることを知っていれば、選択することはなかったはずですが、「通関業務」と「関連業務」もさることながら、「通関手続」とは何かは、基本中の基

本ですので、確実に押さえておいてください。

**第2問（通関業の許可） 正解率：84%**

(イ－89%    ロ－86%    ハ－89%    ニ－83%    ホ－75%)

正解率は84%で、全般に満足すべき結果が得られています。

「ホ」についても80%を超えて欲しかったところですが、「④範囲内」を選択した方が14%おられました。「必要な範囲内のもの」と「必要な最小限度のもの」では、通関業の許可に条件を付す際の裁量の余地が前者の方が広がります。許可に条件を付すことは、通関業者の活動を制限することにもなりかねないことから、通関業法では「最小限度」と規定していますので、覚えておきましょう。

**第3問（通関業の許可の消滅） 正解率：71%**

(イ－65%    ロ－57%    ハ－82%    ニ－84%    ホ－65%)

「ハ」及び「ニ」については、満足すべき結果が得られています。

「イ」については、「②分割」又は「⑮廃止」を選択した方が、それぞれ10%強おられました。「分割」と「合併」は誤りやすいと思いますが、「通関業者を廃止する」とか「法人を廃止する」とは通常言わないので、ここで「廃止」を選んだ方がおられたのは残念でした。

「ロ」については、「⑧通関業者であった法人を代表する役員である者」を選択された方が31%もおられました。問題文は、通関業者である法人が「解散した」ことを前提にしているので、「役員であった者」ではなく、「役員である者」と現在形となるのはおかしいと気づけば、これを選択することはなかったと思われます。

「ホ」については、「⑥清算人」又は「⑭通関業者であった法人の通関業務を担当していた役員」を選択された方が、それぞれ13%おられました。「清算人」は、会社が解散するときに、その解散手続と債務等の清算手続を行う者ですが、問題文は、「通関業を廃止した」ことを前提にしており、「解散」ではない（通関業以外の事業は継続される）ことに気づいて欲しかったと思います。

通関業の許可が消滅した場合の届出義務者については、通関士試験に時々出題されることから覚えておく必要がありますので、ポイントとなる語句で覚えましょう（例えば、「廃止→個人・代表役員」、「死亡→相続人」、「破産手続開始決定→破産管財人」、「合併→代表役員であった者」、「解散（破産・合併を除く。）→清算人」）。

**第4問（通関士の審査等） 正解率：69%**

(イ－75%    ロ－69%    ハ－78%    ニ－44%    ホ－81%)

「ロ」及び「ニ」を除けば、満足すべき結果が得られています。

「ロ」については、「⑭申告書類」を選択した方が22%もおられました。通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する書類については、「通関書類」という定義があることを

失念している方がこれほどいたのは残念でした。

「ニ」については、「⑦記名押印」を選択した方が47%もおられました。通関士による「記名押印」については、昨年9月に通関業法の改正が行われ、「押印」を不要とし「記名」だけとなったことを知らなかった方がこれほどいたのは、驚きとともに大変残念なことです。法令や通達の改正事項は通関士試験によく出ますので、今後は間違えないようにしてください。

#### 第5問（記帳、届出、報告等） 正解率：80%

（イ－71%    ロ－73%    ハ－86%    ニ－77%    ホ－91%）

正解率は80%で、全般に満足すべき結果が得られています。

気になった点としては、「イ」について「⑩記帳」を選択した方が21%、「ロ」について「⑧5年間」を選択した方が24%おられたことです。「イ」については、「記帳」を選ぶと、記帳する事項ごとに帳簿の保存期間が決まるという変なことになることに気づいて欲しかったと思います。また、「ロ」については、これに限らず、数字についてはしっかり覚えて欲しいと思います。

#### ■複数肢選択式

#### 第6問（通関業務及び関連業務） 正解率：22%

正解率は22%と、低調な結果でした。

正解は、「1、3、5」です。「2」が誤った記述であることが分かった方は多いのですが、残りの選択肢のうち、「1」が正しい記述であることを分からなかった方が46%（「3、5」を選択した方が10%）、「4」の記述が誤った記述であることを分からなかった方が50%（「1、3、4、5」を選択した方が8%、「3、4、5」を選択した方が13%）おられたこと等から、このような結果になったものと考えられます。特定輸出者や特例輸入者をやめる際の届出は「通関手続」ではないので、その代理は「通関業務」に当たらないこと、税関官署に対してする主張・陳述は「通関業務」ですが、財務大臣に対してする主張・陳述は「関連業務」であることについて、混乱しないようにしてください。

#### 第7問（欠格事由） 正解率：14%

正解率は14%と、非常に低調な結果でした。

正解は、「4、5」です。「5」を選んだ方は78%おられたのですが、「4」が誤った記述であることを分かった方は31%しかいませんでした。また、「2、5」を選択した方が10%、「3、5」を選択した方が24%おられたこともあり、このような低調な結果に終わったものと考えられます。重過失罪の根拠はあくまで関税法第116条であり、同条の規定により同法第111条第1項の罰金刑を科せられても欠格事由に該当しないことは覚えておいてください。

#### 第8問（許可の承継） 正解率：25%

正解率は25%と、低調な結果でした。

正解は「1、4」ですが、「1、3、4」を選択した方が11%、「1、4、5」を選択した方が22%おられました。「1」が正しい記述であることを分かった方が84%、「4」が正しい記述であることを分かった方が86%もおられるにもかかわらず、正解である「1、4」を選択した方がこのような低調な結果となるのは、正確な知識を求められる複数肢選択式問題の難しさです。正確な知識を身に付けていないと、「3」のように、どこにも規定されていない記述に惑わされたり、「5」のように、許可の消滅については規定されている「みなし許可」が、許可の承継にも適用されるような勘違いをしてしまいますので、気を付けてください。

#### 第9問（通関士の設置） 正解率：30%

正解率は30%と、低調な結果でした。

正解は「1、3、4、5」ですが、「1、3、4」を選択した方が31%もおられたことが、このような低調な結果に終わった要因と考えられます。誤った記述である「5」については、通関業者は「必要な員数の通関士」を置けばいいのであって、必ずしも「複数の通関士」ではないことを覚えておいてください。

#### 第10問（通関士の確認） 正解率：28%

正解率は28%と、低調な結果でした。

正解は「2、3、4」です。「2」が正しい記述であることを分かった方が77%、「3」が正しい記述であることを分かった方が61%、「4」が正しい記述であることを分かった方が74%もおられるにもかかわらず、「2、3」を選択した方が16%、「2、4」を選択した方が26%、「3、4」を選択した方が11%おられたことが、このような低調な結果に終わった要因ですが、これも複数肢選択式問題の難しさです。複数肢選択式問題において選択すべき選択肢番号は、2つに限らず、3つのこともあれば4つのこともありますので、2つ選んだことで安心しないようにしてください。

#### ■択一式

#### 第11問（通関業の許可及び営業所の新設） 正解率：50%

正解率は50%と、やや低調な結果でした。

択一式問題は、正しい記述又は誤った記述を1つ選ぶもので、正しい記述又は誤った記述がなく「0」が正解である場合も時々ありますが、正しい記述又は誤った記述であることが確実である選択肢が1つあれば、他の選択肢は読まなくてもいいところが、複数肢選択式問題と異なります。

正解は「4」です。「4」の記述は、通関業の許可の基本である、許可をするのは財務大臣であること、許可に付す条件は「取扱貨物の種類」と「許可期限」であり、営業区域に関する条件を付すことはないことを理解していれば、容易に正しい記述であることは分かったにもかかわらず、半数の方しか正解できなかったのは、残念な限りです。「3」を選択した方が31%もおられました。昨年7月に通関業法基本通達が改正され、在宅勤務やサテライトオフィス勤務に際しては、就業規則や社内管理規則の確認ではなく、情報セキュリティ対策が講じられていることを税関が確認することになりますので、注意してください。

#### **第12問（変更等の届出） 正解率：29%**

正解率は29%と、低調な結果でした。

正解は「1」ですが、正しい記述である「2」を選択した方が26%もおられたことは、少々驚きです。通関業法第12条を一通り学習してあれば、「2」が正しい記述であることは容易に分かったはず。また、正しい記述である「4」を選択した方が12%、「5」を選択した方が17%おられました。これは何が許可申請事項であるかを把握していなかったことによる誤りです。いずれにしても、通関業法第12条関連の問題は、通関士試験によく出題されますので、誤った方はしっかり復習をしておいてください。

#### **第13問（更正に関する意見の聴取及び検査の通知） 正解率：54%**

正解率は54%と、やや低調な結果でした。

正解は「4」ですが、正しい記述である「3」を選択した方が18%おられました。これらの方は、「更正の請求」についての理解不足による誤りではないかと思われます。「更正の請求」は納付した税額が過大であったときに行うもので、「更正の請求」に基づく更正は減額更正となりますので、通関業者に対し意見を述べる機会を与える必要はありません。

#### **第14問（通関業者の義務） 正解率：35%**

正解率は、正解が「0」であったためか、35%と低調な結果でした。

誤った記述である「1」を選択した方が20%、「2」を選択した方が27%おられました。財務大臣による通関業者の合併の承認に係る規定や、財務大臣による通関業務料金についての必要な定めに係る規定はないにもかかわらず、「1」や「2」を選択するのは、通関業者の義務に関する学習が不足しているのではないかと危惧されます。通関業者の義務も通関士試験によく出題される分野ですので、しっかり学習するようにしてください。

#### **第15問（通関士の義務） 正解率：80%**

誤った記述である「1」を選択した方が5%おられたのは残念ですが、正解率は80%と満足すべき結果が得られています。「1」については、法令の規定に基づく証人等としての陳述のみならず、法令の規定に基づく求めにより陳述する場合は、守秘義務解除の「正当な

理由」に該当しますので、気を付けてください。

#### 第 16 問（記帳、届出、報告等） 正解率：54%

正解率は 54%と、やや低調な結果でした。

正解は「5」ですが、誤った記述である「2」を選択した方が 15%、「4」を選択した方が 22%おられました。通関業法第 22 条は、①通関業務に関する帳簿の記帳・保存、通関業務に関する書類の保存、②通関業務の従業者等の氏名・異動の届出、③通関業務に係る定期報告書の提出について規定していますが、①及び③は「通関業務」に「関連業務」が含まれるのに対し、②は含まれませんので、混乱しないようにしてください。また、通関業法の規定に違反した場合は、すべて罰則が適用されるのではなく、監督処分や懲戒処分といった行政処分に対応可能な違反行為には罰則の適用がないので、どのような違反行為には罰則の適用がないか整理しておくといいいでしょう。

#### 第 17 問（通関士となる資格及び通関士の資格の喪失） 正解率：30%

正解率は 30%と、低調な結果でした。

正解は「2」ですが、誤った記述である「4」を選択した方が 38%もおられ、正解した方の数を上回りました。「4」の記述は勘違いしやすいのですが、「通関士試験の合格の事実を偽る」というのは、通関士試験に合格していないにもかかわらず、合格したように偽ることであり、合格していない以上通関士となる資格はなく、「通関士の資格を喪失する」ということがあり得ませんので、注意してください。

#### 第 18 問（業務改善命令） 正解率：53%

正解率は 53%と、やや低調な結果でした。

正解は「3」ですが、誤った記述である「1」を選択した方が 14%、「5」を選択した方が 18%おられました。業務改善命令は、通関士試験に時々出題される分野であり、条文もそれほど長くはないので、条文を丸ごと覚えてしまえば、これらの誤りはなくせます。

#### 第 19 問（監督処分及び懲戒処分） 正解率：55%

正解率は 55%と、やや低調な結果でした。

正解は「2」ですが、誤っている記述がないとして「0」を選択した方が 12%、正しい記述である「5」を選択した方が 10%おられました。監督処分をするときは審査委員の意見を聴き、懲戒処分をするときは通関業者の意見を聴くことは、処分の手続の基本であるにもかかわらず、「2」が誤った記述であることに気づかなかつたのは残念です。監督処分や懲戒処分は、その処分の手続を含め通関士試験によく出題される分野ですので、しっかり学習してください。

## 第 20 問（罰則） 正解率：28%

正解率は 28%と、低調な結果でした。

正解は「5」ですが、誤っている記述がないとして「0」を選択した方が 12%、正しい記述である「1」を選択した方が 9%、「2」を選択した方が 19%、「3」を選択した方が 17%、「4」を選択した方が 14%おられ、かなり分散しています。これは、とりもなおさず、罰則に係る理解が不十分であることを示します。罰則に関しては、①罰則の対象となる違反行為及びその量刑、②両罰規定の対象となる違反行為、③行政処分により対処するため罰則の対象とならない違反行為について、確実に押さえるようにしてください。

## II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）

### 【総体的事項】

#### ■総評

関税法等全体の正解率は 58%であり、52%の方が合格基準に達していました。

#### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は 77%で、ほぼ目標正解率を達成していました。本試験合格のためには、個々人のベースで 80%程度の正解率は確保したいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野の問題とも比較衡量しながら学習を進めるよう心がけましょう。

#### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は 40%で、低調な結果でした。

複数肢選択式問題は、すべての正解肢を選択しなければ得点できないという難しい面はありますが、個々人のベースでは 50%程度の正解率は確保したいところです。

この種の問題の正解率を高めるには、基本的な理解を必要としますので、焦らずにじっくりと問題に取り組むことが重要です。

#### ■択一式

択一式全体の正解率は 51%で、択一式問題としては低調な結果となりました。個々人のベースでは 70%程度の正解率は確保したいところです。

択一式の問題は、正解肢が「0」というものもありますので、複数肢選択式と同様、基本的な理解が必要になってきます。基本をしっかりと押さえることが重要です。



## 【個別事項】

個別事項のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

### 第1問（用語の定義） 正解率：90%

（イ－93% ロ－90% ハ－86% ニ－85% ホ－96%）

正解率は90%と高い正解率でした。

関税法第2条に規定されている「定義」に関する記述でしたが、ほとんどの方が理解されていました。語句選択式の問題は、比較的取り組みやすい問題であることから、正しい選択をされ得点を重ねておくことが望まれます。

1の「イ」については「⑩輸出の許可」が正解ですが、「⑪輸出の許可又は承認」を選択された方が4%、「ロ」については「⑥到着した」が正解ですが、「⑧引き取った」を6%、「⑬輸入した」を3%の方が選択されていました。また、「ハ」について「④公海」が正解ですが、「⑦排他的経済水域」を11%、「⑮領海」を2%の方が選択されていました。外国貨物の定義に関して、再確認して確実に理解しておく必要があります。

2の「ニ」については「③外国貿易船」が正解ですが、「②外国往来船」を11%の方の選択が目立ちました。外国往来船はその範囲が広いので留意してください。

3の附帯税については「⑤重加算税」が正解で、ほとんどの方が選択されていましたが、いずれかの附帯税が選択肢となっても正解を選択できることが求められます。

### 第2問（輸入通関） 正解率：83%

（イ－67% ロ－77% ハ－93% ニ－90% ホ－89%）

1を除き高い正解率で、まずまずの結果でした。

1の「イ」については「⑭品名」が正解ですが、「⑨種類」を選択された方が27%を占め、「ロ」については「⑦検査」が正解ですが、「⑩審査」を選択された方が15%を占め、やや残念な結果となりました。輸入の許可に関する基本的な記述となりますので、正確に理解しておく必要があります。

2の「ハ」については「⑫電子情報処理組織」が正解ですが、「⑬認定通関業者」を4%、また、「ニ」については「②いずれかの税関長」が正解ですが、「①あらかじめ申出を行った税関長」を8%の方が選択されていました。特例輸入者における輸入申告の特例に関して一層の理解が求められます。

3については「⑤関税の納付」が正解ですが、「④関税の徴収」を2%、「⑪他の法令による確認」を5%の選択が散見されました。特例申告貨物以外の貨物で申告納税方式が適用されるものは、「輸入（納税）申告」による手続に留意してください。

### 第3問（再輸出免税） 正解率：55%

（イ－86% ロ－82% ハ－52% ニ－32% ホ－23%）

全体としての正解率は55%と、物足りない状況でした。個別にみますと、「ハ」は52%、「ニ」及び「ホ」は32%、23%と低調でした。

「ハ」の正解は「⑧輸入者」ですが、誤りの記述である「⑨免除を受けた用途以外の用途に供した者」を選択した方が40%もおられました。

「ニ」及び「ホ」の正解は「⑩届出書」及び「⑮提出し」ですが、誤りの記述である「⑫承認申請書」及び「⑭提出し承認を受け」を選択した方がそれぞれ54%及び59%と過半数の方々、再輸出免税適用貨物についての用途外使用は、税関長への届出であるのに、税関長の承認を要するものと勘違いされていました。

再輸出免税貨物についての用途外使用届は、関税の免除を受けた者（輸入者）が行うことになっており、その場合に免除された関税の納税義務者は輸入者であることをきちんと押えておきましょう。

#### 第4問（課税物件の確定の時期） 正解率：73%

（イ－71% ロ－85% ハ－60% ニ－88% ホ－59%）

「ハ」及び「ホ」を除けば、満足すべき結果が得られています。

「ハ」については、「⑤留置の時」を選択した方が12%、「⑫随意契約による売却が承認された時」を選択した方が25%おられました。留置から売却までの間に留置貨物の性質や数量に変化があり得ること（売却までに変質や数量減少があれば課税価格が低くなり税額も少なくなるが、「留置の時」の性質・数量で課税すれば税額は多くなる。）、また、随意契約による売却の承認といった規定は関税法にないことに気づいて欲しかったと思います。

「ホ」については、「⑧減却が承認された時」を選択した方が24%、「⑨保税蔵置場に入れられた時」を選択した方が12%おられました。減却の承認がされ、あるいは保税蔵置場に入れられてから減却までの間に貨物の性質や数量に変化があり得ることに気づいて欲しかったと思います。

#### 第5問（関税の納税義務） 正解率：85%

（イ－79% ロ－88% ハ－86% ニ－84% ホ－89%）

正解率は85%で、全般に満足すべき結果が得られています。

強いて気になる点をあげれば、「イ」について、「⑬輸入する者」を選択した方が17%おられことです。「イ」の正解は「⑮貨物を輸入する者」ですが、「⑬輸入する者」では何を輸入するのか不明であるため、「最も適切な語句」としては「貨物を輸入する者」となります。

## ■複数肢選択式

### 第6問（用語の定義） 正解率：58%

正しい記述は「1、4、5」でしたが、正解率は58%でした。

正しい記述である「1」を選択された方が87%、同様に「4」を86%、「5」を82%の方が選択されていましたが、複数肢の選択で「1、4」が7%、「1、5」が5%、「4、5」が4%の合計16%を占め、やや残念な結果となりました。

また、「3」を正しい記述として選択された方が18%と目立ち、正しい記述として「3」を含めた選択が18%を占めました。本邦の船舶により公海（本邦及び外国の排他的経済水域の海域を含む。）で採捕された水産物は「内国貨物」であることに留意してください。

### 第7問（輸出通関） 正解率：50%

正しい記述は「3、4、5」でしたが、正解率は50%でした。

正しい記述である「3」を選択された方が92%、同様に「4」を84%、「5」を67%の選択でしたが、第6問と同様な傾向で「3、4」を24%、「3、5」を8%、「4、5」を3%の合計35%を占め、残念な結果となりました。複数肢の選択で自信をもってすべてを選択できるように、明らかに誤っている設問を除き、慎重に判断する必要があります。

### 第8問（輸入通関） 正解率：59%

正しい記述は「1、3、5」でしたが、正解率は59%でした。

第6問、第7問と同様に選択すべき設問が3問となっていました。すべてを選択できない結果となりました。

正しい記述である「1」を選択された方が83%、同様に「3」を87%、「5」を84%と個々に見ると高い選択率となりましたが、「1、3」の選択が8%、「1、5」が6%、「3、5」が10%の合計24%を占め、やや残念な結果となりましたが、すべてを選択できなかった理由を明確にして、複数肢選択の取り組み自信を深めてください。

### 第9問（特例輸入者及び特定輸出者） 正解率：32%

正しい記述は「3、5」でしたが、正解率は32%と低調でした。

正しい記述である「3」を選択された方が72%、同様に「5」を71%と高い選択率となっていますが、一方で、誤っている記述である「1」を正しい記述として選択された方が47%と目立ち、結果として「1、3、5」を選択された方が15%を占め、前3問とは逆となり、又、「1、3」を選択された方が9%、「1、5」を選択された方が9%の合計18%を占め残念な結果となりました。「1」の特例輸入者は、特例申告貨物について、貨物の国内引取りに関する輸入申告（輸入申告書の提出）と納税に関する申告（特例申告書の提出）を分離して行うことができ、その通関手続を認定通関業者に委託した場合であっても、手続が変わることはありませんので、留意してください。

また、「4」を正しい記述として選択された方が23%を占めていました。特定輸出者の特定輸出関税関係帳簿の保存期間は5年間となります。輸出に関する帳簿は5年間、輸入に関する帳簿は7年間と確実に理解する必要があります。

#### 第10問（修正申告、更正の請求、更正及び決定） 正解率：30%

正解率は30%と、低調な結果でした。

正解は「1、4」です。「1」及び「4」が正しい記述であることを分かった方が、それぞれ77%、76%おられる一方、誤った記述である「3」を選んだ方が49%もおられ、結果として「1、3、4」を選択した方が21%おられたことが、このような結果となった要因の一つです。「3」については、さらっと読むと正しい記述であるように思ってしまうますが、更正の請求は、「申告の日から5年以内」ではなく、「(輸入の)許可があるまで」又は「(輸入の)許可の日から5年以内」に限り行うことができるので、混乱しないようにしてください。

#### 第11問（輸出してはならない貨物） 正解率：74%

正しい記述は「3、4」ですが、正解率は74%とまずまずの結果となりました。

ただし、正しい記述として「1」を選択された方が9%、「2」を選択された方も9%の合計18%もおられたのが、残念でした。

「1」については、輸出されようとする貨物のうちに商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思量するときは、認定手続を経た後でなければ、没収して廃棄することはできません。

「2」については、育成者権侵害物品も著作権侵害物品等と同様に輸出してはならない貨物に含まれますので、注意してください。

輸出してはならない貨物に関する設問は、毎年度出題されていますので、再度、関税法の規定内容、テキスト等を復習し、理解を確実なものとしてください。

#### 第12問（課税価格の決定の原則） 正解率：54%

正解は「2、3、5」で、「2」を選択した方は93%、「3」を選択した方は80%、「5」を選択した方は75%おられ、また、不正解である「1」及び「4」を選択された方はそれぞれ、16%、12%と少なく、個々の設問に対する正答率は非常に高かったものの、正解である「2、3、5」の3つとも選択された方が54%とやや物足りない感がありますが、正解を2つとする方、また正解を4つとする方がおられましたので、このような正答率になったと思われる。

誤った記述である「1」については、輸入貨物の輸入許可の時の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据え付け費用を明らかにすることができない場合には、当該明らかにすることができない費用等の額を含んだ額で課税価格を計算することとなっています（関

税定率法施行令第1条の4)。また、誤った記述である「4」については、法令等により課され要求される制限があった場合であっても、課税価格決定の原則により課税価格を計算することとなっています(関税定率法第4条第2項第1号、同法施行令第1条の7第2号)ので、今回不正解を正解と回答された方は、この機会に覚えてください。

### 第13問(関税暫定措置法に規定する関税の減免税制度) 正解率:10%

正解は「1、3、4」ですが、正解率は10%と極めて低調な結果となりました。

最多解答は正解の「1、3、4」で10%、次いで誤りの「1、3」、「1、3、5」及び「3、5」が8%、7%及び7%と続きました。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「1」、「3」及び「4」を選択できた方はそれぞれ57%、68%及び43%と物足りない状態で、誤りの「2」、及び「5」を選択した方がそれぞれ42%もおられたため、極めて低調な結果となりました。

「2」の関税暫定措置法第8条の第1項(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)で再輸入期間の延長承認申請は、当該原材料の輸出を許可した税関長にしなければなりません。正解が思いつかない場合でも、当該輸出を許可した税関長はその内容を承知しているので円滑に処理できますが、製品の輸入申告の予定の税関長は、内容を承知していないのであり得ないと考えることができれば正解に辿り着けます。

「4」の関税暫定措置法第8条の第1項の規定による関税の軽減を受けようとする製品の輸入申告について、当該製品の原材料の輸出者の名をもってしなければならない場合は、当該原材料の輸出申告書に、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなかったときだけに限られていることをしっかり覚えておきましょう。

「5」の軽減税率の適用を受けた物品については、その輸入の許可を受けた日から2年以内は用途外使用の制限が課されており、その用途以外の用途に供した場合には、その免除された関税の徴収は当該用途以外の用途に供した者からされることは、常識としておきましょう。

### 第14問(外国為替及び外国貿易法の輸出規制) 正解率:14%

正解は「2、4、5」で、正解率は14%と極めて低調な結果となりました。

最多解答は正解の「2、4、5」で14%、次いで誤りの「4、5」、「1、4、5」がそれぞれ12%、10%と続きました。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「2」、「4」及び「5」を選択できた方はそれぞれ49%、64%及び68%にとどまり、誤りの「1」、「3」を選択した方が39%、18%もありました。

「1」は輸出の許可の少額特例に関するものですが、その特例は総価額100万円以下のものに適用できるものと5万円以下のものに適用できるものがありますが、輸出貿易管理令別表第1の6の項の貨物には総価額5万円以下の少額特例貨物はなく、すべて100万円以

下のものすべてが少額特例の適用が可能で、輸出貿易管理令別表第3の3に掲げる輸出管理徹底国であるアメリカ合衆国向けの場合には、大量破壊兵器等の補完的輸出規制の対象外なので、設問は輸出の許可の少額特例が適用できます。

「2」の国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するため無償で輸出する貨物で、当該活動終了後、本邦に無償で輸入すべきものは、輸出貿易管理令第4条第1項第2号のへに規定されている輸出の許可の特例適用可能貨物で、輸出貿易管理令別表第1の1の項（武器）以外の貨物であれば、すべて特例の適用が可能です。

外国為替及び外国貿易法の輸出規制については、毎年必ず出題されますので、輸出の許可の特例、輸出の承認の特例及びそれぞれの除外規定並びに権限、手続についても整理して正しく理解しておく必要があります。

#### **第15問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：15%**

正しい記述は「2、5」ですが、正解率は15%と極めて低調でした。

個別にみますと、正しい記述である「2」を選択した方は74%、「5」を選択した方は72%と、多くの方がそれぞれの選択肢の記述について理解されていると思われます。しかし、誤った記述である「1」を選択した方が49%、「3」が38%、「4」が34%と高い比率となっており、関税率表の解釈に関する通則の規定についてよく理解されているとはいえません。特に誤りの「1、2、5」を選択した方が16%と正解の「2、5」の15%を上回っており、「1」は、同通則1の規定に関するものであり、所属を決定する際に最初に考慮すべきものです。物品の所属は類の規定ではなく項の規定に従います。

## ■択一式

### 第 16 問（保税蔵置場） 正解率：54%

正しい記述は「4」でしたが、正解率 54%でした。

正しい記述として「3」を選択された方が 30%を占めていました。保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、保税蔵置場の貨物管理の観点から、その理由にかかわらず、直ちにその旨を税関長に届け出なければなりません。設問「1」とも関連しますが、保税蔵置場にある貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税が徴収されますが、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、その関税は徴収されないことから、関連付けて理解してください。

### 第 17 問（輸出通関） 正解率：39%

正しい記述は「5」でしたが、正解率 39%と低調でした。

正しい記述として「2」を選択された方が 29%、正しい記述がない「0」を選択された方が 17%を占め、低調な正解率となりました。

「2」の本船扱いは、輸出しようとする貨物を保税地域等に入れなくて、外国貿易船に積み込んだ状態で輸出申告をして、その許可を受けるものであり、税関長の承認を受ける必要があります。

また、正しい記述がない「0」を選択された方は、正しい記述である「5」の特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた「特例輸出貨物」の取扱いについて、理解を深める必要があります。

### 第 18 問（輸入の許可前における貨物の引取り） 正解率：68%

正しい記述は「3」でしたが、正解率は 68%とまずまずでした。

正しい記述として「2」を選択された方が 17%と目立ちました。輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた貨物の関税法の適用については、特定の規定を除き、内国貨物とみなされることに留意してください。

### 第 19 問（輸入してはならない貨物） 正解率：65%

正解（誤っている記述）は「3」ですが、正解率は 65%とまずまずの結果となりました。

正解は「3」ですが、「2」を選択された方が 13%、「1」を選択された方が 8%おられました。また、正解なしの「0」を選択された方も 5%おられました。

「2」は、税関長は、知的財産権を侵害する物品が不正に輸入されることを防止するため、輸入されようとする貨物のうちにそれらがあると思料するときは、当該貨物がこれらの貨物に該当するか否かを認定するための認定手続を執らなければならないという関税法第 69 条の 12 第 1 項の規定そのまま、正しい記述です。

「1」は、税関長は、輸入されようとする貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価

証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードについては、社会公共の利益を確保するため、知的財産権侵害物品とは異なり、認定手続を経ることなく、没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができます。

輸入してはならない貨物に関する設問は、輸出してはならない貨物と同様、毎年度出題されていますので、再度、関税法の規定内容、テキスト等を復習し、理解を確実なものとしてください。

#### **第 20 問（不服申立て） 正解率：31%**

正解率は 31%と極めて低調でした。正解肢の「1」を選択された方が一番多かったですが、「2」を選択された方が 20%、また、その他の選択肢又は正解なしを選択された方もそれぞれ 10%前後と回答内容がかなりばらけた結果となり、不服申立てについての知識が十分でないように感じられます。通関士試験における不服申立てに関する出題内容は、「再調査の請求と審査請求の関係」及び「各請求の期間制限」、「関税等不服審査会への諮問の要否」、「審査請求と訴訟の関係」等の基本的な事項に限られていますので、今一度資料を確認して知識を深めてください。なお、選択肢「2」と「5」に関し、関税の確定等に関する税関長処分について不服がある場合には、再調査の請求又は審査請求のいずれでもすることができますが、当該処分についての訴訟は、審査請求についての採決（再調査の請求についての決定ではない）を経た後でなければ提起できない点に留意してください。

#### **第 21 問（罰則） 正解率：45%**

正解率は 45%と低調でした。正解肢の「4」を選択された方が一番多かったのですが、誤った記述の「2」、「1」を選択した方がそれぞれ 28%、13%と相当割合おられました。「2」は犯罪に係る貨物の没収規定に関するもので、関税法第 110 条又は第 111 条の犯罪に係る貨物については輸入制限貨物等に限定されています。また、「1」については罰則規定（関税法第 108 条の 4 第 1 項（輸出してはならない貨物を輸出する罪）の規定というよりも、関税法第 69 条の 2 第 1 項（輸出してはならない貨物）の規定の対象に火薬類が該当していないことに拠ります。罰則に関しては、例年必ず出題されていますので、しっかり復習してポイントを押さえておいてください。

#### **第 22 問（税額の確定方式） 正解率：57%**

正解率は 57%と、やや低調な結果でした。

正解は「4」ですが、誤った記述である「2」を選択した方が 23%もおられました。相殺関税について賦課課税方式がとられるのは、暫定措置（関税率法第 7 条第 3 項）に係るものなので、注意してください。



**第 23 問（過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税） 正解率：60%**

正解率は60%と、やや低調な結果でした。

正解は「3」ですが、誤った記述である「4」を選択した方が15%おられました。加算税（過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税）は、納税申告を必要とする貨物、すなわち申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関して課されるものであることは、確実に理解しておいてください。本邦の入国者の携帯品には賦課課税方式が適用されるため、仮に輸入申告をすることなく国内に持ち込んだとしても、無申告加算税が課されることはありません。

**第 24 問（関税の納期限等） 正解率：70%**

正しい記述である「2」を選択した方が9%おられたのは残念ですが、正解率は70%とほぼ満足すべき結果が得られています。「2」に記述されていることについては、郵便物に係る関税の納付の基本ですので、確実に押さえておいてください。

**第 25 問（課税価格の決定方法） 正解率：68%**

正解率は68%と、7割近い方が正解されています。多くの方が関税定率法第4条第1項に規定されている基本的な事項について理解されていると思われませんが、誤った記述であるとして1から4を選択された方がそれぞれ5%から7%おり、また、設問の記述に誤りがないとして「0」を選択された方が8%おられました。

記述に誤りのある「5」について正しくは、保険が付されていない場合には課税価格の計算に保険料を含めませんので、不正解であった方はしっかり覚えてください。

**第 26 問（緊急関税） 正解率 57%**

本設問は誤っているものを選択する問題でしたが、正解は誤った記述の「3」で、正解率は57%とまずまずの結果でした。

最多解答は、正解の「3」で57%、次いで正しい記述で誤りの「2」、「1」が18%、8%と続きました。

「3」の緊急関税の発動期間は、暫定措置の期間と通算して4年以内が正解で、その他の「1」、「2」、「4」及び「5」はすべて正しい記述なので、記憶に留めておきましょう。

**第 27 問（特恵関税制度） 正解率 28%**

正解は「4」で、正解率は28%と低調でした。

最多解答は正解の「4」で28%、次いで誤りの「3」、「0」、「1」、「2」及び「5」が25%、14%、13%、11%及び9%と大勢の方が分散して誤りを選択していました。

「3」の特恵受益国において本邦から輸出された物品を原材料として生産された物品は、本邦を当該物品の原産地として原産地の認定をするのではなく、本邦から輸出された物品

を当該特惠受益国の完全生産品とみなして、原産地の認定を行うものです。

「4」は、経済連携協定税率（EPA 税率）と一般特惠関税の税率（GSP 税率）との関係の問題ですが、設問が二重否定の形になっていて分かり難いので、普通の言い方に変えると

①EPA 税率が GSP 税率を超えるものは、低い GSP 税率の適用は可（高い EPA 税率も希望すれば適用可）、②EPA 税率が GSP 税率以下の場合には低い EPA 税率だけが適用可（高い GSP 税率は希望しても不可）ということになり、これは正しい内容となっていますので、覚えておきましょう。

#### 第 28 問（関税定率法に規定する関税の軽減、免除又は払戻し） 正解率：51%

正解は「4」で、正解率は 51%と、物足りない状況でした。

最多解答は正解の「4」で 51%、次いで誤りの「1」、「2」が 28%、7%と続きました。

「1」の蔵入承認貨物の場合でも輸入申告までに変質又損傷が生じ、課税価格が低下したものについては、輸入申告の際に課税価格を減額することができるので、関税定率法第 10 条第 1 項による価値の低下率を基準として関税の軽減を受ける必要はなく、できません。

「4」の再輸出免税の適用を受けて輸入された加工用の貨物が、その加工後輸出する場合には、その輸出申告の際に、その加工をした者が作成した加工証明書を当該貨物の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書に添付して、税関長に提出することになっており、これは加工用貨物の再輸出免税貨物の輸出手続きの基本ですので、記憶に留めておきましょう。

#### 第 29 問（外国為替及び外国貿易法の輸入規制） 正解率：6%

本設問は誤っているものを選択する問題でしたが、すべて正しい記述であるので、誤っているものがない「0」が正解ですが、正解率は 6%と惨澹たる結果でした。

最多解答は誤りの「3」が 34%で、次いで誤りの「1」、「4」、「5」及び「2」が 20%、16%、12%及び 11%と続き、最後によりやく正解の「0」の 6%となりました。

大多数の方が、誤っているものが必ずあるのではと思い込んでしまっていたようです。

「3」のワシントン条約該当貨物は原則として輸入の承認の特例除外貨物ですが、ワシントン条約附属書 I に該当する物品であっても、経済産業大臣の輸出の承認を受けて輸出された後無償で再輸入されるものは、ワシントン条約の目的から規制する必要性がないと考えられることから、その特例除外貨物から除かれており、特例の適用ができることを覚えておきましょう。

本設問はすべて正しい内容が記述されているので、しっかり記憶に留めておきましょう。

外国為替及び外国貿易法による輸入規制については、毎年必ず出題されますので、輸入承認の対象品目の概要を把握し、特に、輸入割当て及び輸入の承認の特例の内容（特例及びその除外規定）を整理し、理解しておくことが不可欠で、権限、手続についても整理して正しく覚えておく必要があります。

#### 第 30 問（NACCS 法） 正解率：61%

正解率は 61%と、まずまずの成績でした。正解は「5」ですが、誤った記述の「2」と「3」を選択した方がそれぞれ 11%と 16%おられました。近年の NACCS 法に関する出題は、「NACCS の対象業務か否か（現状では、殆どの税関関連業務が対象となっている）」を問う設問にかなり偏っており、その他の設問は、「NACCS 申告と関税法の申請手続との関係（みなし規定）」や「NACCS 申告における通関士審査の手法（印刷紙面又はパソコン画面の確認）」など非常に限定的になっていますので、ポイントを押さえておきましょう。

### Ⅲ 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

#### 【総体的事項】

通関実務全体の正解率は 37%で、16%の方が合格基準に達していました。

#### ■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は 51%と、やや低調な結果でした。

輸出申告及び輸入申告とも高得点が得られています。残された時間はわずかですが、過去問をできるだけ多く解いてみるなど、鍛練に心がけてください。

- ① 輸出申告                      正解率 57%
- ② 輸入(納税)申告              正解率 48%

#### ■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は 35%でした。

なお、複数肢選択式、計算式及び択一式それぞれの正解率をみますと以下のとおりであり、更なる努力が望まれます。焦らずに、基礎知識をしっかりと身に付けてください。

複数肢選択式	正解率 28%
計算式	正解率 27%
択一式	正解率 49%

#### 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■申告書の作成

##### 第 1 問 輸出申告（衣類等） 正解率：57%

正解率は 57%とまずまずでしたが、特に注意を要すると思われるものは、次のとおりです。

- ① 問題文の記述に従って分類していないもの（第 2 欄、第 5 欄参照）

- ② 仕入書の品名等を正確に確認しないで分類したもの（第1欄、第4欄、第5欄参照）
- ③ 類注を参照しないで分類したもの（第2欄、第5欄参照）
- ④ 関税率表解説を参照しないで分類したもの（第3欄参照）
- ⑤ 号以下の細分の分類が不正確なもの（第1欄参照）

第1欄（a）：仕入書第1項「男子用バスローブ」の正解率は56%と、まずまずでした。

本品は仕入書に「テリータオル」のものであることが明記してありますが選択肢②6107.91-0001（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）を選択した方が23%おられました。また、選択肢⑤を選択した方が12%おられました。第62.07項は「…ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ…」と規定されていますが、選択肢⑤の6207.21-0004は「ナイトシャツ及びパジャマ」しか規定されていないので、「バスローブ」は選択肢⑥の6207.91-0004に分類されます。

第2欄（b）：仕入書第2項「男女兼用パジャマ」及び第3項「幼児用パジャマ」の正解率は64%と、好調でした。

仕入書第3項の幼児用パジャマについては、仕入書の品名は「babies' pyjamas」となっていますが、問題文記8③で「身長が90cmの幼児用のもの」、「男子用であるか女子用であるかを判別できない」との記述があります。これと合わせて第61類注6(a)及び9の規定に従って分類する必要があります。しかし、第61類注6(a)の規定に従わず選択肢④6111.30-900Eの乳児用の衣類を選択した方が16%おられました。

第3欄（c）：仕入書第6項「ビーチタオル」の正解率は45%と、低調でした。

「ビーチタオル」は、関税率表解説第63.02項（3）において、トイレットリネンに含まれることが規定されていますが、選択肢⑮6302.91-0003（その他のもの）を選択した方が各欄合計すると49%おられました。

第4欄（d）：仕入書第5項「織物製の敷布」の正解率は66%と、好調でした。

仕入書の品名は織物製ですが、選択肢⑫6302.10-0000（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）を選択した方が6%おられました。

第5欄（e）：仕入書第4項の「ハンカチ」の正解率は56%とまずまずでした。

仕入書の品名は「ハンカチ」ですが、サイズは「65cm×65cm」となっています。これは第62類注8により、第62.13項のハンカチではなく、第62.14項に分類されます。第62.13項のハンカチの選択肢⑧6213.20-000E及び⑨6213.20-000Xを選択した方が15%おられました。また、問題文記5により、20万円以下の貨物でとりまとめられることなく1欄1品目の場合には10桁目を「E」としなければなりません。10桁目が「X」の選択肢である⑨6213.20-000X及び⑪6214.90-000Xを選択した方が11%おられました。

**第2問 輸入(納税)申告(野菜等) 正解率：48% (品目分類：78%、申告価格(課税価格)：18%)**

正解率は48%と低調でした。品目分類については、第1問の輸出申告と異なり類注を参

照して分類する必要の無い問題であったことから、正解率が 78%と好成績でしたが、申告価格(課税価格)については、問題文記 7 から 10 までに記述されている費用等の申告価格への算入の可否の判断を誤ったものが多くあり正解率は 18%と極めて低調でした。

▽品目分類 ((a) ~ (e)) においては、少額貨物の処理について誤りが目立った第 5 欄の正解率が 53%と低調でしたが、その他の欄は正解率が 79%~89%と好調でした。

第 1 欄 (a) : 仕入書第 3 項の「冷凍野菜」の正解率は 89%と好調でした。

第 2 欄 (b) : 仕入書第 4 項の「播種用の大根の種」の正解率は 87%と好調でした。

第 3 欄 (c) : 仕入書第 1 項の「ピクルス」の正解率は 84%と好調でした。

第 4 欄 (d) : 仕入書第 6 項の「キャットフード」の正解率は 79%と好調でした。

第 5 欄 (e) : 少額貨物である仕入書第 2 項の「くるみ」と第 5 項の「マヨネーズ」をとりまとめたものですが、正解率は 53%と低調でした。少額貨物は、問題文記 3 により、有税品目は関税率が最も高いものにとりまとめ、無税品目は申告価格が最も大きいものにとりまとめることになっています。「くるみ」(191, 100 円、基: 10%) と「マヨネーズ」(133, 770 円、基 12. 8%) を比較すると、両品目は有税品目であるので関税率が高い「マヨネーズ」にとりまとめなければならないのですが、申告価格が大きい「くるみ」にとりまとめた方が 33%おられました。問題文を正確に読みその指示に従うことが重要です。

▽申告価格 ((f) ~ (j)) においては、正解率が 15%~19%と極めて低調でした。

問題文記 7 から 10 までに記述されている仲介料等が申告価格にどのように反映されたかについて個別にみると、次のとおりです。

① 仲介料は、輸入者(買手)の手数料のみを加算する必要がありますが、

イ. 輸出者(売手)の手数料を加算した方が 1%おられました。

ロ. 仲介料を全く加算しなかった方が 9%おられました。(各欄共通)

② 輸入者(買手)の自己都合による揚地変更については、揚地変更割増金(90, 900 円)のみを加算する必要がありますが、

イ. 国内運送費(120, 000 円)を加算した方が 3%おられました。

ロ. 揚地変更に伴う費用を全く加算しなかった方が 35%おられました。(各欄共通)

③ 冷凍野菜の検査費用を加算した方は少なかったことから、多くの方が理解されていると思われます。(第 1 欄参照)

④ キャットフードの値引き額を加算した方が 12%おられました。(第 4 欄参照)

その他注意すべき点としては、

⑤ マークシートへの記入不備(「0」のマーク漏れ)が散見されます。該当する位に記入すべき数値がない場合は、「0」をマークすることになっています。

⑥ 米ドル建価格の本邦通貨への換算レートは、輸入申告日の属する週の前々週の週間平均値を適用しますが、輸入申告日の属する週等誤った期間の平均値を適用したと思われる事例が散見されます。

⑦ 無回答は 12%でした。

第1欄（f）：仕入書第3項の「冷凍野菜」の正解率は18%と極めて低調でした。

買手の品質規格に合致していることを確認するという買手が自己のために行う検査費用は課税価格に算入されませんが、加算した方は1%と少なく多くの方が理解されていると思われます。

第2欄（g）：仕入書第4項の「播種用の大根の種」の正解率は18%と極めて低調でした。

第3欄（h）：仕入書第1項の「ピクルス」の正解率は19%と極めて低調でした。

第4欄（i）：仕入書第6項の「キャットフード」の正解率は15%と極めて低調でした。

商品宣伝と市場拡大のための値引きについて、輸入貨物の処分又は使用の制限等の事情はないので、値引き額を加算して通常取引価格にする必要はありませんが、値引き額を加算した方が12%おられました。

第5欄（j）：少額貨物である仕入書第2項の「くるみ」と第5項の「マヨネーズ」をとりまとめたものですが、正解率は18%と極めて低調でした。

### 第3問（関税の確定及び徴収） 正解率：15%

正解率は15%と、非常に低調な結果でした。

正解は、「4、5」です。誤った記述である「1」を選んだ方は9%と少なかったものの、「2」を選んだ方が49%、「3」を選んだ方が47%おられ、結果として選んだ選択肢番号の組合せがかなりバラついたことが、このような結果の要因と考えられます。「関税の確定、納付及び徴収」の分野は、ややこしいところも多々ありますが、関税法の中では重要な分野の一つですので、今一度しっかり復習をするように心がけてください。

### 第4問（関税率表の所属の決定） 正解率：16%

正解は「1、3、5」ですが、正解率は16%と極めて低調でした。誤りの「2、4」を選択した方も16%おられました。

個別にみますと、正しい選択肢の「1」を選択した方は55%、「3」が48%、「5」が44%おられました。一方、誤った選択肢の「2」を選択された方が41%、「4」が50%となっています。全ての選択肢について、それぞれ約半数の方が選択していることから本設問の物品の分類については十分理解されていないと思われます。

### 第5問（事前照会） 正解率：50%

正解率は50%と、やや低調な結果でした。

正解は「2、4、5」ですが、この問題についても、選んだ選択肢番号の組合せがかなりバラついています。関税率表の適用上の所属に係る事前照会（事前教示）については、ほぼ毎年通関士試験に出題されていますが、学習範囲が狭いので得点源となります。テキストや参考書を読み、かつ、過去の問題や問題集の問題を繰り返し解くことにより、複数肢選択式であれ、択一式であれ、必ず得点することができますので、誤った方はしっかり復習するよ

うにしてください。

#### 第6問（特惠関税における原産地認定基準） 正解率：39%

正解は「1、3、5」で39%と、低調でした。

最多解答は、正解の「1、3、5」で39%、次いで誤りの「1、5」、「3、5」が25%、5%と続きました。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「1」、「3」及び「5」を選択できた方はそれぞれ81%、56%及び80%と「3」が少し低かったものの「1」及び「5」はそれぞれ80%台と好成績でしたが、誤りの「2」及び「4」を選択した方が15%及び13%ありました。

「3」は、本邦産の野菜（7類）を使用しているため、当該物品はA国での完全生産品とみなされるので、A国の原産品となります。

近年の特惠関税に係る原産地の認定基準に関する問題では、「完全生産品」や「実質加工基準」に関する規定が問題文の中に抜粋として記載されるようになりました。設問及びこれら規定の抜粋をしっかりと読み理解すれば容易に正解にたどり着くことができます。設問及びこれらの抜粋をよく読むことを心がけてください。

#### 第7問（経済連携協定における原産地認定基準） 正解率：17%

正解率は17%と低調でした。正しい記述の組合せである「1、2、5」を選択された方が全ての回答（回答の中で原産品とされた選択肢の数は1～5個）の中では最大数であり、また、設問「1」、「2」、「5」を原産品に該当すると選択された方が上から3位までを占めており、ある程度理解は進んでいると思われるものの、一方で「3」、「4」を原産品に該当すると選択された方もそれぞれ29%、41%おられ、今一つ理解が不十分と思われます。

この問題は、二国間経済連携協定の下で、「単一の使用材料で複数の生産工程を経る製品」、「単一の生産工程で複数の材料を使用する製品」について、当該協定上の原産品となるか否かを問うものです。経済連携協定の原産地基準問題については、製品の品目別規則から、当該製品の制限品目（製品が原産品とされるために、生産において使用が制限されている非原産品材料の品目）を見極めることが解答のポイントとなります。このポイントを理解しておけば少し問題が複雑になっても応用が利きますので、この問題の解説文やテキスト等を見直して解答のポイントに関する知識を定着させてください。

#### 第8問（過納金となる関税額の計算） 正解率：63%

正解率は63%で、まずまずの結果です。

誤った解答の内容が非常にバラバラであるため、特に誤った原因を分析するのは困難ですが、当初申告、修正申告、更正等により納付すべき関税額や、更正の請求等により還付を受ける過大に納付した関税額の計算は、端数処理の仕方を間違えなければ正解を得ること

ができるので、端数処理のルールは必ず覚えるようにしてください。

なお、該当する位に記入すべき数値がない場合は「0」をマークしなければならないことを失念し、正確に計算していたにもかかわらず、「1040600」と解答したことにより不正解であった方が3%おられますので、気を付けてください。

#### **第9問（延滞税額の計算） 正解率：14%**

正解率は14%と、非常に低調な結果でした。

この問題も、誤った解答の内容が非常にバラバラで、どの知識が不足しているのか分かりませんが、この問題のポイントは法定納期限で、納期限が延長されているからといって、その延長の期限日を法定納期限とすると間違えます。納期限が延長されるのは、あくまで当初申告により納付すべき関税であり、当初申告により納付すべき関税の額に不足額があった場合は、当該不足額には納期限延長の効果は及ばないため、原則どおり輸入の許可の日が法定納期限となりますので、注意してください。

#### **第10問（課税価格の計算） 正解率：10%**

正解率は10%と、惨憺たる結果となりました。

この問題のポイントは、MとXとの間で売買契約した貨物について、本邦への運送中にMとYとの間で売買契約を締結したときは、どちらの売買契約が「輸入取引」となるのかということにあります。輸入貨物が現実に本邦に到着することとなったのはMとYとの間の売買契約によるので、これが「輸入取引」となるわけですが、MとXとの間の売買契約を「輸入取引」と考えた方（200万円台の解答をした方と考えられます。）は、その時点で誤っています。

なお、誤った解答の中で、「03280000」又は「3280000」とされた方が20%もおられました。これらの方は、MとYとの間の売買契約が「輸入取引」であることを分かっていたにもかかわらず、MがXに支払った意匠の費用を課税価格に含めたものと考えられます。MとXとの間の売買契約が「輸入取引」ではない以上、MがXに支払った費用の額は、課税価格の計算には何ら関係がないことに気づかなかつたのは残念でした。

複数の売買契約が存在する問題は、通関士試験に時々出題されていますので、何が「輸入取引」なのか、すなわち、輸入貨物が現実に本邦に到着することとなった売買契約はどれかを、正確に見極めるようにしてください。

#### **第11問（課税価格の計算） 正解率：21%**

正解率は21%と、低調な結果でした。

この問題においては、海上運送を予定していた輸入貨物が、生産の遅延その他輸入者の責めに帰すことができない理由により、本邦への到着が遅延し又は遅延するおそれがあるため航空運送される場合で、その輸入者以外の者が運送方法の変更に伴う費用の全額を負担



するときは、課税価格に算入する運賃・保険料は、海上運送による運賃・保険料とするという、航空運賃特例が一つのポイントになっています。誤った解答はかなりバラバラですが、その中で「04500000」とされた方が 10%弱おられます。これらの方は、航空運賃特例を失念していたものと思われます。

#### 第 12 問（課税価格の計算） 正解率：29%

正解率は 29%と、低調な結果でした。

この問題には、これまで通関士試験に出題されている課税価格の計算に必要な基本的要素が盛り込まれています。誤った解答の内容が非常にバラバラで、どの要素の理解が不足しているのかは分かりませんが、問題としては基本的な内容ですので、誤った方はしっかり復習をして、盛り込まれている要素の一つ一つについて、確実に身に付けるようにしてください。

#### 第 13 問（輸出通関） 正解率：51%

正しい記述は「3」でしたが、正解率は 51%でした。

誤っている記述の「1」を選択された方が 7%、同様に「2」を 13%、「4」を 11%、「5」を 8%、誤っている記述がない「0」を 7%と分散された選択でした。

「3」以外は誤っている記述です。解説を参照して、誤りの記述の個所を明確にして、理解を深めてください。

#### 第 14 問（輸入通関） 正解率：68%

正しい記述は「5」でしたが、正解率は 68%とまずまずでした。

誤っている記述である「2」を選択された方が 5%、同様に「3」を 9%、「4」を 7%と散見されました。いずれも輸入通関における基本的事項であり、正確に理解することが求められます。

#### 第 15 問（関税率表の所属の決定） 正解率：61%

正しい選択肢は「4」ですが、正解率は 61%とまずまずの成績でした。

個別にみますと、誤った選択肢の「1」を選択した方が 11%、「2」が 8%、「3」が 8%、「5」が 7%、「0」が 3%となっています。

本設問は、分類の知識を問うものですが、このような問題については分類のわからない物品があったとしても諦めないでください。A欄～E欄のうち1～2欄の分類について自信があれば、対象を絞ることができますし、正解に導く可能性もあります。例えば、A欄についてはc.のホワイトチョコレートが左欄の類に属さないことを知っていた場合、A－cの組合せの選択肢は「4」又は「5」に絞られます。更に、B欄についてa.の炭酸水が左欄の類に属すことを知っていた場合、選択肢「4」の正解を得ることができます。

**第 16 問（関税率表の所属の決定） 正解率：34%**

正しい選択肢は「5」ですが、正解率は34%と低調でした。

個別にみますと、誤った選択肢の「1」を選択した方が10%、「2」が19%、「3」が19%、「4」が10%と分散しており、特徴的な傾向は見られませんでした。これは、関税率表の類注に関する知識の習得があまり進んでいないことを示しているのではないかと思われる。

**第 17 問（経済連携協定） 正解率：32%**

誤っている記述を選択する問題で、正解は「3」でしたが、正解率32%と低調でした。

正しい記述である「2」を誤っている記述として選択された方が24%、同様に「4」を22%占め、低調な正解率となりました。

「2」の経済連携協定税率を適用する場合において、課税価格の総額が20万円以下の貨物については、締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書、また、当該貨物が直接運送品でない場合に提出する運送要件証明書は、その提出の必要がない取扱いに留意してください。

「4」の輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受ける場合における締約国原産品申告書（締約国原産地証明書）の提出時期については、その提出が猶予され、輸入申告後（又は審査後）相当と認められる期間内に提出することができる取扱いとなります。輸入申告時又は保税蔵置場に置くことの承認申請時における提出時期と対比して、理解しておくことが求められます。

また、誤っている記述がない「0」を選択された方が13%見受けられました。経済連携協定における関税についての特別の規定による便益を受ける場合の取扱いについて、締約国原産地証明書（第三者証明制度）又は締約国原産品申告書及び当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（自己申告制度）について、各協定の規定に基づき、いずれかを提出することとなりますが、その提出時期、その有効期間等、その他の取扱いについて、解説を参照する等をして理解を深める必要があります。